

“霞が関版20%ルール”が始まります！

所属長※に届出することで業務時間の一部（20%まで）を
所属課室の担当業務以外の活動に充てることが可能に！

（※ 省内副業型は、副業先にも）

環境政策に寄与するものなら

何でもOK!!

→ 各課室の担当業務との調和には十分留意

活動のカタチは
選べる3タイプ
※ハイブリッドも可能



新規開拓型

・ 知見を集めて新たな政策分野を開拓



タスクフォース型

・ 課室の枠を超えたプロジェクトを推進



省内副業型

・ 専門性と熱意を活かして他課室業務に貢献

- ・ 既存の課室等の枠を超え、**社会のニーズ**に合った新しい政策を実現
- ・ 職員の**自律と成長**、**省の政策立案能力**を増強

更なる
社会変革へ

対象とする活動の例

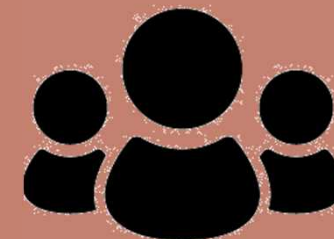
新規開 拓型

- ・ 知見を集めて新たな政策分野を開拓
 - 役所の外での様々なステークホルダーとの対話・議論
 - 学会・勉強会参加
 - 現場経験、政策研究



タスク フォース 型

- ・ 課室の枠を超えたプロジェクトを推進
 - 新たな視点で全省的な政策転換を促す
 - これまで培った業務経験を全省的に活用



省内 副業型

- ・ 専門性と熱意を活かして他課室業務に貢献
 - スペシャリスト（IT, 国際, 等）として継続的に関与
 - 業務分野・経験を自ら補完しキャリアアップ
 - 環境省への出向経験を、より充実したものに

